

## 第1章 総則

総則には、一般的に就業規則の作成の目的や適用範囲等を規定します。

### (目的)

**第1条** この就業規則（以下「規則」という。）は、労働基準法（以下「労基法」という。）第89条に基づき、\_\_\_\_\_株式会社の労働者の就業に関する事項を定めるものである。

2 この規則に定めた事項のほか、就業に関する事項については、労基法その他の法令の定めによる。

### 【第1条 目的】

- 1 この就業規則規程例（以下「本規程例」といいます。）では、労働者の就業に関する事項を定めていますが、その前提にある法令上の基準は、労基法等関係法令に定められています。
- 2 本規程例に労働者の就業に関するすべての事項が定められているわけではありません。本規程例に定めがない事項については、労基法等関係法令の規定によることとなります。
- 3 就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効となります。この場合において、無効となった部分は、就業規則で定める基準によることとなります（労働契約法（平成19年法律第128号。以下「契約法」といいます。）第12条）。また、就業規則は法令又は事業場に適用される労働協約に反してはなりません（労基法第92条）。

### (適用範囲)

**第2条** この規則は、\_\_\_\_\_株式会社の労働者に適用する。

2 パートタイム労働者の就業に関する事項については、別に定めるところによる。

3 前項については、別に定める規則に定めのない事項は、この規則を適用する。

### 【第2条 適用範囲】

- 1 就業規則は、すべての労働者について作成する必要があります。しかし、就業規則は、必ずしもすべての労働者について同一のものでなければならないわけではありません。同一の事業場であっても、通常の労働者と勤務態様の異なるパートタイム労働者等については、一定の事項について特別の規定を設けたり、別の就業規則を定めることができ

ます。パートタイム労働者等について、規程の一部を適用除外とする場合や全面的に適用除外とする場合には、就業規則本体にその旨明記し、パートタイム労働者等に適用される規定を設けたり、別の就業規則を作成しなければなりません。本規程例では、パートタイム労働者の就業に関する事項について、就業規則本体とは別に定める形式をとっています。パートタイム労働者の就業規則の規程例は、PDF 版については[こちら](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhaken-yukiroudoutaisakubu/0000175354.pdf)、WORD 版については[こちら](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhaken-yukiroudoutaisakubu/0000175353.doc)に掲載しています。

(PDF 版の URL :

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhaken-yukiroudoutaisakubu/0000175354.pdf> )

(WORD 版の URL :

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhaken-yukiroudoutaisakubu/0000175353.doc>)

- 2 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による改正により、2020 年 4 月（中小企業におけるパートタイム労働者、有期雇用労働者については 2021 年 4 月）より、パートタイム労働者や有期雇用労働者、派遣労働者の待遇について、職務内容、職務内容・配置の変更範囲等を考慮して、通常の労働者との間で不合理な待遇差を設けることは禁止されます（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号。以下「パートタイム・有期雇用労働法」といいます。）第 8 条、第 9 条及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 30 条の 3）。賃金だけでなく、福利厚生、休暇などすべての待遇が対象となります。パートタイム労働者等と通常の労働者との間で、賃金等について取扱いに違いがある場合は、その理由が不合理ではないことが必要です。

**(規則の遵守)**

**第 3 条** 会社は、この規則に定める労働条件により、労働者に就業させる義務を負う。  
また、労働者は、この規則を遵守しなければならない。

**【第 3 条 規則の遵守】**

労基法第 2 条において、労働者及び使用者は、就業規則等を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならないと規定されています。